

三重とこわか国体四日市市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、三重とこわか国体四日市市食品衛生対策実施要項に基づき、三重とこわか国体における食品衛生対策の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識の向上

ア 実行委員会は、四日市市保健所の協力を得て、食品関係営業施設等を対象に食品衛生講習会を実施する。

イ 実行委員会は、四日市市保健所や関係機関と協力し、ホームページ等の広報媒体を活用して食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 食品関係営業施設等に対する監視・指導及び検査

実行委員会は、四日市市保健所が実施する監視・指導及び検査について協力する。

(3) 健康管理

食品関係営業施設は、食品に直接接触する作業に従事する者（以下「従事者」という。）の検便検査や健康状態の確認を行う。

ア 検便検査は、概ね大会開催前1ヶ月の間に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等（以下「病原体」という。）の感染の有無を確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便で陰性を確認するまでは食品に直接接触する作業に従事させない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行う。

(4) 食中毒発生時の対応

飲食に起因する可能性のある健康被害の発生等の情報があったときは、関係機関と緊密に連携し対応するとともに、関係者間において情報共有を図る。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策の実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行する。